



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 丸藤シートパイル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 治雄  
(コード番号 8046 東証第2部)  
問合せ先 財務部市場情報室長 橋本 敏行  
(TEL. 03-3242-7641)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株式を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。〈現行定款第7条、第9条第2項、第11条第3項〉

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその附則を設けるものであります。

② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」に関する規定を削除するものであります。〈現行定款第10条〉

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。〈第26条第1項(新設)〉

なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第26条第2項(社外取締役との責任限定)の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。〈第35条第1項(新設)〉

(5) 社外監査役として有能な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。〈第35条第2項(新設)〉

(6) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>単元株式数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</p> <p>(単元未満株式の売渡請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りではない。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新券予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第12条 } (条文省略) 第26条</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りではない。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿、新券予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第11条 } (現行どおり) 第25条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第35条 ↳ 第38条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第36条 ↳ 第39条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>